

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定による。

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

立川市一般職職員定数条例（昭和38年立川市条例第78号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部に常時勤務する一般職（教育長を除く。）に属する職員</u>の定数について定めることを目的とする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>兼任者、休職者、併任者並びに立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣及び国、他の地方公共団体その他の団体における研修の場合の職員（以下「派遣者等」という。）は、定数外とする。</u></p> <p>3 <u>育児休業者は、定数外とすることができる。</u></p> <p>4 <u>派遣者等及び育児休業者の復職等により、別表に定める定数に過員を生じた場合は、1年を限りその現在数をもって定数とすることができる。</u></p> <p>別表（第2条・第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1273 1211 1377 2085"> <tr> <td>機関</td> <td>定数</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>9人</td> </tr> </table>	機関	定数	議会の事務部局	9人	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>一般職の職員</u>の定数について定めることを目的とする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。ただし、<u>兼任者、併任者、出向者、休職者及び立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣職員は、定数外とする。</u></p> <p>別表（第2条・第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1273 235 1377 1099"> <tr> <td>機関</td> <td>定数</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>12人</td> </tr> </table>	機関	定数	議会事務局	12人
機関	定数								
議会の事務部局	9人								
機関	定数								
議会事務局	12人								

市長の事務部屋	895人	市長事務部屋	1,115人
教育委員会の事務部屋	187人	事務部屋	(うち社会福祉主事28人) 114人
選挙管理委員会の事務部屋	4人	教育機関	252人
監査委員の事務部屋	4人	計	366人
農業委員会の事務部屋	1人	選挙管理委員会事務局	6人
合計	1,100人	監査委員事務局	4人
		農業委員会事務局	5人
		合計	1,508人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

